愛知県立大学長久手キャンパス体育施設利用規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県立大学長久手キャンパス体育施設(以下「体育施設」という。) の利用について、必要な事項を定める。

(施設)

- 第2条 この規程において利用できる施設は、次に掲げるものをいう。
 - (1) 体育館
 - (2) プール
 - (3) 弓道場
 - (4) テニスコート
 - (5) 第1グランド
 - (6) 第2グランド

(利用者の範囲)

- 第3条 体育施設を利用することができる者は、次のとおりとする。
 - (1) 愛知県立大学の教職員及び学生
 - (2) その他学長が適当と認めた者
- 2 学外利用者については、別に定める。

(利用時間及び休業日)

第4条 体育施設の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。

ただし、プールの利用時間及び休業日に関しては、学長が別に定める。

- (1) 利用時間は、平日は午前9時から午後9時00分まで、土曜日、日曜日及び国民の 祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は午前9時から午後 6時までとする。
- (2) 休業日は、12月29日から翌年の1月3日及び学長が必要と認める日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、特別の利用を認めることができる。

(利用の許可)

- 第5条 体育施設を利用する者は、入試・学生支援センター長の許可を受けなければならない。
- 2 利用の許可を受けた者が、利用の取り消し又は利用の内容を変更するときは、速やかに 入試・学生支援センター長に申し出るとともに新たに許可を受けなければならない。

(利用許可の取消)

第6条 利用者が利用目的以外に利用し、又は許可条件等に違反した場合には、許可を取り 消すことができる。 2 学長が、施設の管理運営上支障があると認めたときは、利用許可を取り消すことができる。

(利用者の義務)

- 第7条 体育施設を利用する者は、事故防止に努めるとともに、別に定める「体育施設利用 心得」を守らなければならない。
- 2 プールの利用に関しては、別に心得を定める。

(損害賠償)

- 第8条 体育施設を利用する者が、故意又は重大な過失により施設、設備、備品等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 この規程の第2条第2号のプールについては、当分の間、別紙「サークル活動における プール利用方法について」により運用するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、体育施設の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成26年7月29日から施行する。
- 2 この規程は、平成 2 6 年 7 月 2 9 日前になされた許可については、従前の例による。 附 則
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。